

2020年5月1日 全4頁

延期の公表が相次ぐ定時株主総会

株主総会の延期や継続会制度の利用等に関する指針

政策調査部 主任研究員 鈴木裕

[要約]

- 新型コロナウイルスの感染拡大の中で、多くの株主が参集する定時株主総会の運営について、延期や継続会制度の利用など、様々な政策が打ちだされている。
- 既に上場企業 10 社以上が定時株主総会の基準日の変更を公表するなど、企業側の対応は進んでいる。
- 機関投資家等の株主が株主総会議案の賛否を検討するのに際して、決算や監査の遅れなどにより、十分な財務情報を参照できなくなる恐れはあるが、既存の様々な情報を組み合わせることで適切に判断することが期待される。

近づく株主総会シーズン

上場企業が定時株主総会を集中的に開催する6月が間近に迫っている。通常であれば、6月に定時株主総会を開催する上場企業は約2,400社あるが、新型コロナウイルスの感染拡大により、7月以降の開催に変更すると公表する企業が現れており、さらに増えるだろうと思われる。定時株主総会そのものを延期する方法だけでなく、いったん当初予定通りに開催してそれを継続会の形で、後日に続ける方法も提案されている。

本稿では、現在までに分かっている定時株主総会の延期の状況と、新たに提案されている継続会の概要を紹介する。

定時株主総会の延期

定時株主総会の延期については、法務省「定時株主総会の開催について」¹に記されている通り、以前から認められてきた。実際、東日本大震災時に数社延期した例がある。東日本大震災の

¹ 法務省「定時株主総会の開催について」(令和2年4月30日更新)
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

際は、主に東北に事業拠点を置く、比較的小規模な上場企業が延期をしたが、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外に分散した事業展開を進める大企業でも延期に踏み切る例が現れている。

図表 1： 定時株主総会の延期

- 新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる。
- 定款に定めた基準日から3か月以内に定時株主総会を開催できない状況が生じた場合は、新たに議決権行使のための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた日を基準日とする剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、その基準日の株主に対する配当はせず、それとは異なる日を基準日と定め、剰余金の配当をすることもできる。

(出所) 脚注1資料をもとに大和総研作成

3月31日を権利行使基準日とする上場企業が、定時株主総会を延期する場合には、例えば5月31日や6月30日を新たな基準日と定めて、その時点で株主名簿に記載されている株主に権利行使を認めることになる。延期後の権利基準日から3か月以内に定時株主総会を招集し、そこで議案に対する賛否を募ることになる。剰余金の配当については、日本では、原則として株主総会の決議によって決定するが、一定の要件を満たす企業においては定款に定めを置くことで取締役会が決定することができる。そのため、定時株主総会を延期しても、配当の基準日は3月31日のまま変えずに、取締役会の決定によって、その時点の株主に配当を支払う企業もある。

図表 2： 定時総会延期のタイムテーブル

	3月末	4月以降	6月	7月以降
株主総会	当初基準日	延期後基準日	(当初総会開催)	延期後総会開催
配当	当初基準日 ↓ 変更せず(取締役会決議)	→ 延期後基準日		配当議案(株主総会決議)

(出所) 大和総研作成

定時株主総会の基準日変更を公表した上場企業を図表3に掲げた。定時株主総会の延期は国際的な動向だ。欧米では延期を公表する企業が日を追って増加しているが、アジアの企業も少

なくない。日本では、決算発表の延期²は、既に数百社に上るが、これらの企業からも今後、定時株主総会延期を公表する企業が出てこよう。

図表 3： 定時株主総会延期公表企業

発表日	社名	決算期末日	定時株主総会開催日	定時株主総会権利基準日	配当基準日
4月7日	ディップ	2月末	7月29日	4月30日	2月28日
4月18日	東芝	3月末	7月以降	5月15日	3月31日
4月22日	スカパーJSATホールディングス	3月末	7月30日	5月31日	3月31日
4月23日	ナンシン	3月末	7月中	5月31日	5月31日
4月24日	サンデンホールディングス	3月末	7月以降	—	—
4月27日	サマンサタバサジャパンリミテッド	2月末	6月下旬	5月12日	—
4月28日	サンリツ	3月末	7月以降	5月31日	5月31日
4月28日	ブロードメディア	3月末	7月下旬	5月31日	—
4月28日	ジャパンディスプレイ	3月末	8月末までに	6月30日	—
4月30日	オリンパス	3月末	7月下旬	5月31日	5月31日
4月30日	日本板硝子	3月末	7月以降	6月4日	3月31日

(注) 適時開示で基準日の変更を公表した企業。「—」は適時開示の中で説明がないことを表す。

(出所) 各社適時開示資料をもとに大和総研作成 (4月30日時点)

定時株主総会の継続

定時株主総会の延期以外に、継続会の制度を利用することも提案されている。金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からは、4月15日付けで「当初予定した時期に定時株主総会を開催し、続行（会社法317条）の決議を求める。当初の株主総会においては、取締役の選任等を決議するとともに、計算書類、監査報告等については、継続会において提供する旨の説明を行う。」という方法が示された³。その後、4月28日には、「継続会（会社法317条）について」が金融庁・法務省・経済産業省の連名で発出され⁴、一層詳しく継続会の活用方法が説明された。

² 日本経済新聞(電子版)「東証上場の1割、決算発表予定『延期・未定』3月期」(2020/4/24 20:30)

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ058471200U0A420C2DTA000/>

³ 金融庁 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」(令和2年4月15日)

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

⁴ 金融庁・法務省・経済産業省「継続会（会社法317条）について」(令和2年4月28日)

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>

決算や監査の遅れによって、当初予定通りに株主総会を実施しても、その時点では、計算書類、監査報告等が確定しておらず、株主総会に報告できない場合が生じうる。そこで、取締役の選任等の決議を当初の株主総会で先に行き、計算書類、監査報告等の報告は後日の継続会で行うというものだ。とりあえず決めておかなければならない事項を先に決めることができるので、決算作業が遅延している企業にとっては、継続会は使いやすい方法になるだろう。もっとも、株主総会を2回開催することになるので、事務は煩雑になる。

しかし、計算書類、監査報告等の報告がない中で、取締役選任や剰余金配当の適切性を判断できるのか、疑問もある。取締役選任議案の賛否を決める際に、業績基準に照らして判断する機関投資家は多い。業績が明確でない中での判断は困難になるのではないかと。また、剰余金配当議案では、配当性向や内部留保の状況を参考にすることがあり、ここでも計算書類、監査報告等が欠けていることは、適切な判断を下すうえで懸念材料となろう。もっとも、これらの点は、「当初の定時株主総会における円滑な意思決定を確保するためには、確定した計算書類は提供されていないものの、既に公表した四半期報告等を活用して、この一年間の事業の概況、新任の経営者に求められる役割等について丁寧な説明を行うことが求められると考えられる。」「最終事業年度（2条24号）である2019年3月期の確定した計算書類に基づいて算出された分配可能額の範囲内において行うことができる（461条）。」「この場合において、2020年3月期の計算書類の確定はなされていないものの、決算数値から予想される分配可能額にも配慮することが有益であると考えられる。」との説明が前出の金融庁・法務省・経済産業省の連名文書でなされており、企業と株主の双方に工夫が求められるところだ。

また、当初の定時株主総会から継続会までの期間については、前出の文書で「（前略）許容される期間の範囲について画一的に解する必要は無い。もっとも、その間隔が余りに長期間となることは適切ではなく、現下の状況にかんがみ、3ヶ月を超えないことが一定の目安になるものと考えられる。」と3ヶ月が目安になることが示されている。これは、延期をする場合にも、どれほどの期間にするかを考えるヒントになるだろう。

今後の見通し

緊急事態宣言は、5月6日ですったん期限を迎えるが、政府は延長する方針である。定時株主総会が集中する6月下旬にこれが解除されているかどうか、知りようもないが、仮に続いているとしたら、大きな集会場については使用自粛要請が出されるかもしれない。そうした場合の代替施設の確保や、会場変更の通知方法の確認等が必要になる。

また、株主総会の開催時には、ソーシャル・ディスタンスの確保も課題となる。入場制限や入場予約制の採用などを行う必要も出てくるだろう⁵。

⁵ 経済産業省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」（令和2年4月28日最終更新）
https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html